

3章 参考資料

1 緊急事態発生時の対応チェックリストの例

緊急事態発生時、現場では情報が輻輳（ふくそう）したり、同時に応急対策の措置を講じたりすることが想定されるので、チェックリストを作成しておくことで混乱を避けることができる。

■情報の収集・管理

(情報収集)

- 情報収集責任者を定めたか
- 通信手段の確保を行ったか
- 危機の発生現場に教職員を派遣し、情報収集を行っているか
- 関係機関から必要な情報収集を行っているか
 - 教育委員会等
 - 警察・消防・保健所等
 - PTA・自治会等団体
- 必要な情報を入手しているか（優先順）
- いつ、どこで、何があったのか（事実確認）
- それは、誰にまたは何に、どのような被害や影響を及ぼしたのか（被害の確認）
- それに対し、どのような対応を行っているのか（対応状況の確認）
- その被害や影響は今後、どのように進展していく可能性があるのか

(被害の進展の可能性)

- マスコミ等の取材はあったのか
- 発生原因は何なのか（原因の確認）

(情報内容の整理・管理)

- 情報を一元管理する担当者を決めたか
- 収集した情報の記録・整理を行っているか
- 対外的に連絡した情報の記録・整理を行っているか
- 集まった情報のすべてを評価・判断して、「公開情報」「非公開情報」「事実」「推測」に分類しているか（情報の共有体制と提供方法）
- 情報を共有すべき者の範囲を定めたか
- 情報を提供していく方法を定めたか

(保護者や市民への情報提供の検討)

- 現時点で、保護者や地域住民への情報提供を行うべきか否かについて検討を行ったか
- マスコミへの情報提供について検討を行ったか、教育委員会へ相談したか

(関係者への報告)

- 教育委員会への連絡は行ったか
- 保護者への連絡は行ったか
- 近隣の学校・園への連絡は行ったか
- 警察・消防・保健所等関係機関への連絡は行ったか
- P T A・自治会等の関係団体への連絡は行ったか

(検討・決定)

- 検討事項の整理を行ったか
- 今後の方針を決めたか

(役割分担の確認)

- 対策を実施する各班の役割、責任者、構成員を定めたか

(教職員の動員計画)

- 人員配置計画を定めたか
- 人員配置計画に基づく人員の確保を行ったか
- 配備する教職員の指名を行ったか

■ 応急対策の実施

(被害者への対応)

- 二次災害が発生することがないように安全性の確認を行ったか
- 被害者の救出・救助活動を行っているか
- 負傷者に対し必要な応急手当を行っているか
- 被害者の状況の把握を行っているか

(避難誘導)

- 避難場所・避難ルートの安全性の確認を行ったか
- 避難誘導を迅速・円滑に行っているか

(二次被害の防止)

- 発生箇所の安全性の点検を行っているか
- 立ち入り禁止区域の設定を行うなど必要な応急措置を施しているか
- 監視体制をしているか

(連携すべき関係機関への応援要請)

- 関係機関（消防署、警察署、保健所等）へ応援要請する必要があるか

(連携すべき関係機関との確認事項)

- 連携して対応すべき事項について確認を行ったか
- 連携が必要な事項
- 共有すべき情報とその管理

(児童生徒・保護者等への情報提供)

- 危機発生の混乱を防止し、安全・安心を確保するために必要な情報の提供を行っているか。
- 危機の発生状況
- 二次災害の危険性
- 児童生徒や保護者、住民が取るべき適切な対応
- 応急対策の実施状況及び実施窓口
- 被害者等への支援の呼びかけ
- 生活関連情報
- 最適な手法で情報の提供が行われているか
- 文書、学校だよりの作成・配布
- 保護者説明会の開催
- 家庭訪問の実施
- ホームページの活用
- 保護者等からの問い合わせや要望等の対応窓口を設置したか

(マスコミ対応)

- 教育委員会と緊密な連携を取り合っているか
- 記者会見の必要性を検討したか
- 提供する情報内容の整理を行っているか
- ポジションペーパー、想定問答集を準備したか
- 記者会見の場所の選定を行ったか
- 会見に出席する者の選定を行ったか
- 発表時期及び方法を定めたか

(被害者等へのフォロー)

- 被害を受けた児童生徒等やその保護者の救済にあたっているか
- 心のケアや健康相談を実施しているか
- 相談窓口を設置しているか
- その他の相談窓口を設置する必要はないか

(正常化に向けた対応)

- 正常化に向けた検討を行い、実施したか
- 校内体制の見直し
- 専門家、教育委員会等による支援の必要性
- 実施すべき取組（心のケア、児童生徒及び保護者への説明 など）
- 教育活動再開の時期
- 備品の充足や施設の修繕

2 報道発表資料の例

平成〇〇年〇月〇日〇時〇分

報道関係者各位

〇〇市立〇〇小学校
校長 〇〇〇〇

〇〇小学校における〇〇〇〇事故（事件）について

哀悼・謝罪・説明責任等、事故・事件等概要、経緯、原因、再発防止策について簡潔に記載する。

（〇〇小学校では、〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時〇〇分ごろ……………）

記

1 被害状況

- （1） 被害者（品）等について
- （2） 被害者（品）等の管理状況について
- （3） 被害の状況について

2 対応及び今後の対応

- ・ 臨時の職員会議を開き、〇〇の状況について確認しました。他には被害はありませんでした。
- ・ 全校集会を開き、校長から児童（事故・事件等）の事実を説明するとともに、二次被害の防止について説明しました。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、児童の心のケアに努めます。
- ・ P T A緊急役員会議を開き、（事件・事故等）の状況を説明しました。
- ・ 全保護者には、（本日〇〇月〇〇日）、経緯の説明した文書を配布しました。また〇〇月〇〇日〇〇時から本校体育館で今回の（事件・事故等）について説明会を開催します。

※説明会は報道規制を取らせていただく場合があります。

【問合せ先】

教 頭 〇〇 〇〇

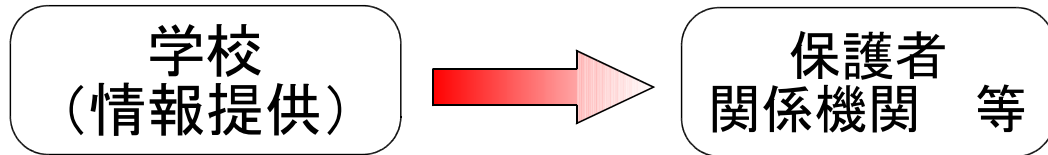
T E L ***-***-****

F A X ***-***-****

E-mail : 〇〇〇@pref.nagano.lg.jp

3 連絡体制の整備

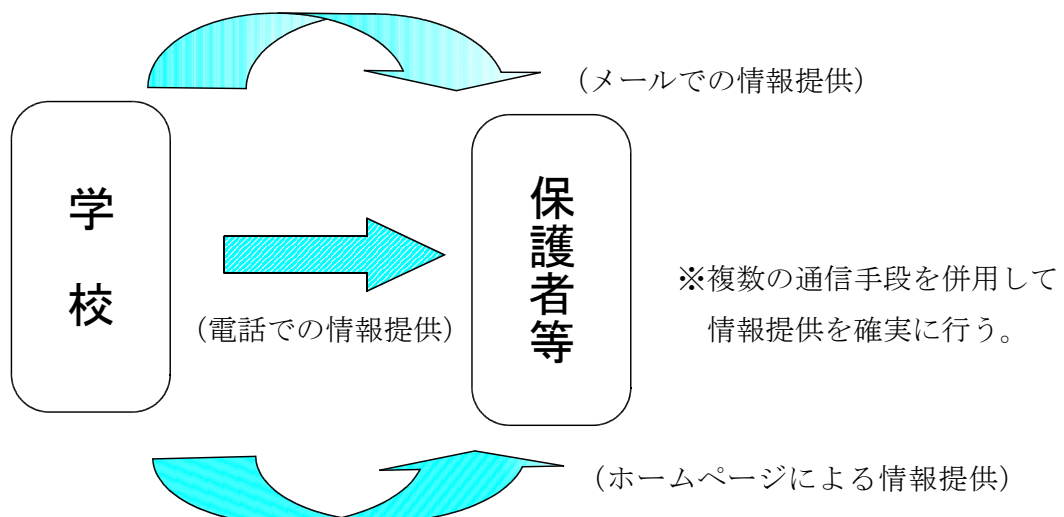
震災の発生時には、学校から児童生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行われなければならない。ただし、通信手段の混乱が続いている場合には、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにする。



ア 学校から保護者への情報提供

学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、児童生徒の安全の確保にもつながる。

学校から保護者への情報提供の方法は以下のものが考えられるが、複数の手段を組み合わせ、児童生徒の安否情報などの提供を行うようにする。



① 一斉送信メール配信の構築

「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。

③災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。(個人的な使用にのみ利用すること。)

○ 災害用伝言ダイヤルについて

- ・利用できる電話

個人加入電話、公衆電話、ひかり電話及び避難所等に設置されている公衆電話、携帯電話、PHSからの利用に関しては、契約している通信事業者へ確認する。

- ・提供開始の時期

震災発生時に、被災地の方の安否情報を確認する通話が増加し、被災地への通話がつながりにくくなった場合このサービスが提供される。

○通信各社が提供している災害用伝言サービス (参考)

- ・NTT東日本「災害用伝言ダイヤル171」
- ・NTT東日本「災害用ブロードバンド伝言板web171」
- ・NTTドコモ「iモード災害用伝言版」
- ・au「災害用伝言板サービス」
- ・SoftBank「災害用伝言板サービス」
- ・WILLCOM「災害用伝言板サービス」
- ・イー・モバイル「災害用伝言板サービス」

- 体験利用日
 - ・ 毎月1日・15日
 - ・ 防災週間(8/30～9/5)
 - ・ 防災とボランティア週間(1/15～1/21)
 - ・ 正月三が日(1/1～1/3)

イ 教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

ウ 教職員動員計画の整備

- ・居住地等を考慮して作成する。
- ・服装や持参すべきものを確認する。

エ 家庭との安否情報の確認方法

災害発生時に、児童生徒の安否情報の確認や、各家庭との連絡を取り合う方法をあらかじめ決めておく必要がある。

携帯電話や家庭固定電話など複数の連絡方法を確認しておく。

4 学校安全の構造

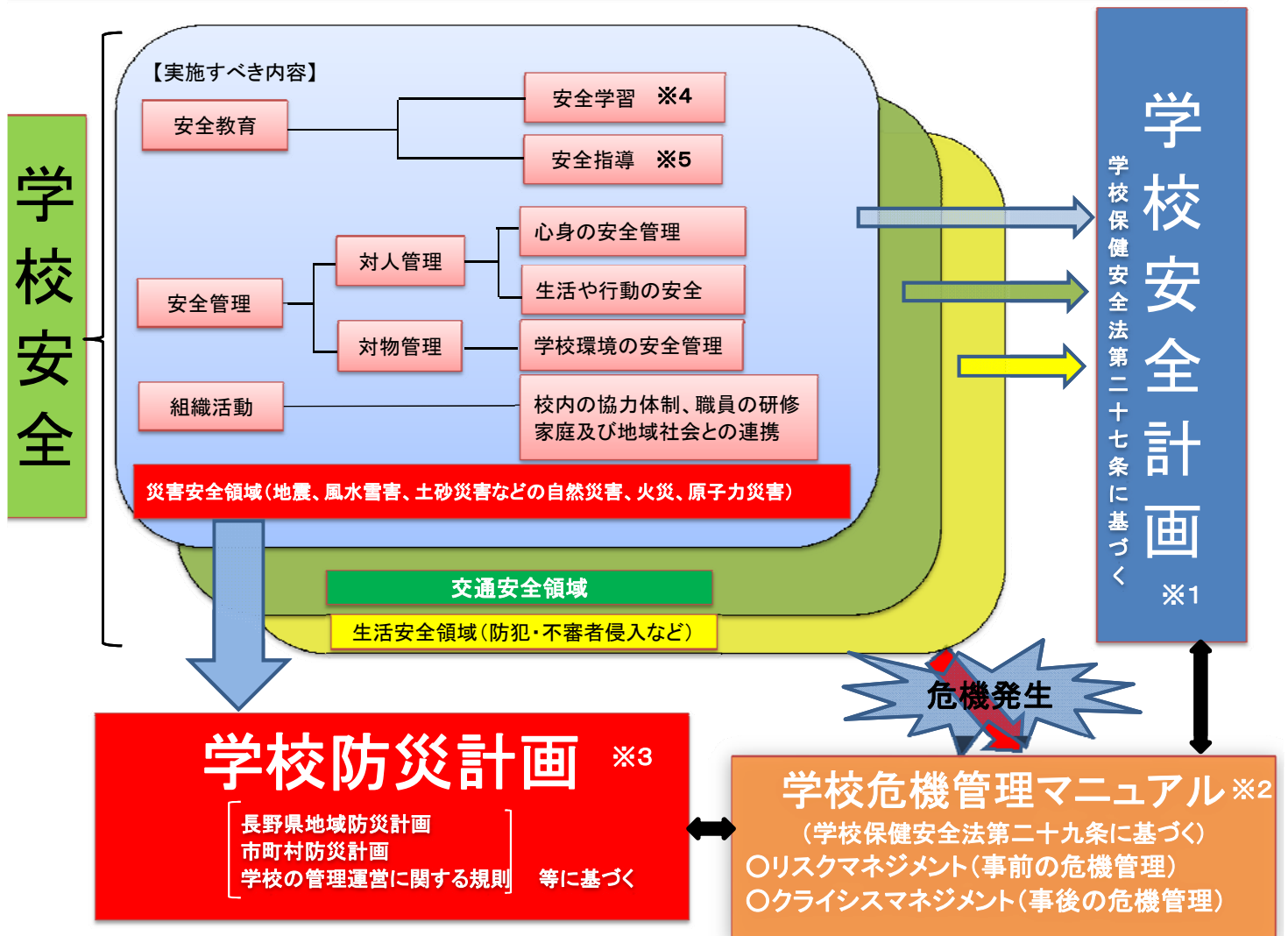


図1〈学校安全の構造図〉

『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(平成22年3月 文部科学省)等から

※1 学校安全計画

- ・ 安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
- ・ 安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を必ず盛り込むこととする。

※2 学校危機管理マニュアル

- ・ 事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。
- ・ 不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて策定する。

※3 学校防災計画

- ・ 各学校等における防災体制の整備、施設・設備等の災害予防対策、防災訓練の実施、災害安全教育、教職員研修、県または市町村地域防災計画で定める事項を記載する。

※4 安全学習(災害安全領域)

- ・ 小学校「体育科」(保健領域)、中学校保健体育科(保健分野)、高等学校保健体育科(科目「保健」)を中心として、生活科、社会科、理科など関連した内容のある教科や道徳・総合的な学習の時間で取り扱う。

※5 安全指導(災害安全領域)

- ・ 学級(ホームルーム)活動や学校行事・課外指導などで取り上げることが多い。防災避難訓練は安全指導の一環として行われる。

5 危険予測学習(KYT)の活用

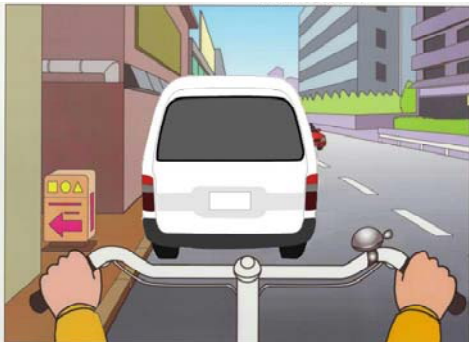
危険予測学習とは

危険予測学習（Kiken Yochi Training の頭文字をとってKYTと呼ばれる。危険予知訓練とも言う）は、イラストや写真を資料として用い、グループ学習等により、資料に潜む危険を話し合う中で、自ずと、身の回りの生活や交通等に潜む危険を予測し、回避する力を育むことができる大変有効な学習方法として注目されている。

指導展開はパターン化されており、4段階の学習展開により、10分間程度の短時間での学習も可能である。危険予測学習の情報は、内閣府、文部科学省、(財)日本交通安全教育普及協会、(財)日本自動車工業会のWeb頁などから入手できる。

指導例（1）

以下のシートから、目に見える危険と目に見えない危険の両方について、話し合いにより考えていく。



「停車中の車両脇の走行の危険」

導 入	状況の読み取り このシートでは、自転車で走行していますが、前方に停止車両があります。左側には縁石があり、歩道に入れないため、前方の車の右側を追い越そうとしています。
	危険の予測（重大な危険の絞り込み） このまま走行すれば、どんな危険が予測できますか。 ・危険を発見し、その根拠を述べる。 ・見える危険と見えない危険の両方を考える。 ・最も起こりやすく重大で危険な事故を選びましょう。
展 開	回避方法の考察 事故にあわないためにどうすればよいか、話し合しましょう。
	ふりかえり 今回のKYT学習で気付いたことや、これから気をつけることを短くまとめましょう。
ま と め	

指導例（2）

本県でも、歩道における自転車と歩行者の衝突事故が起きている。以下のシートなどで、児童生徒が高齢者等の立場に立ち危険を考えることが大切である。



「自転車の歩道通行の危険」

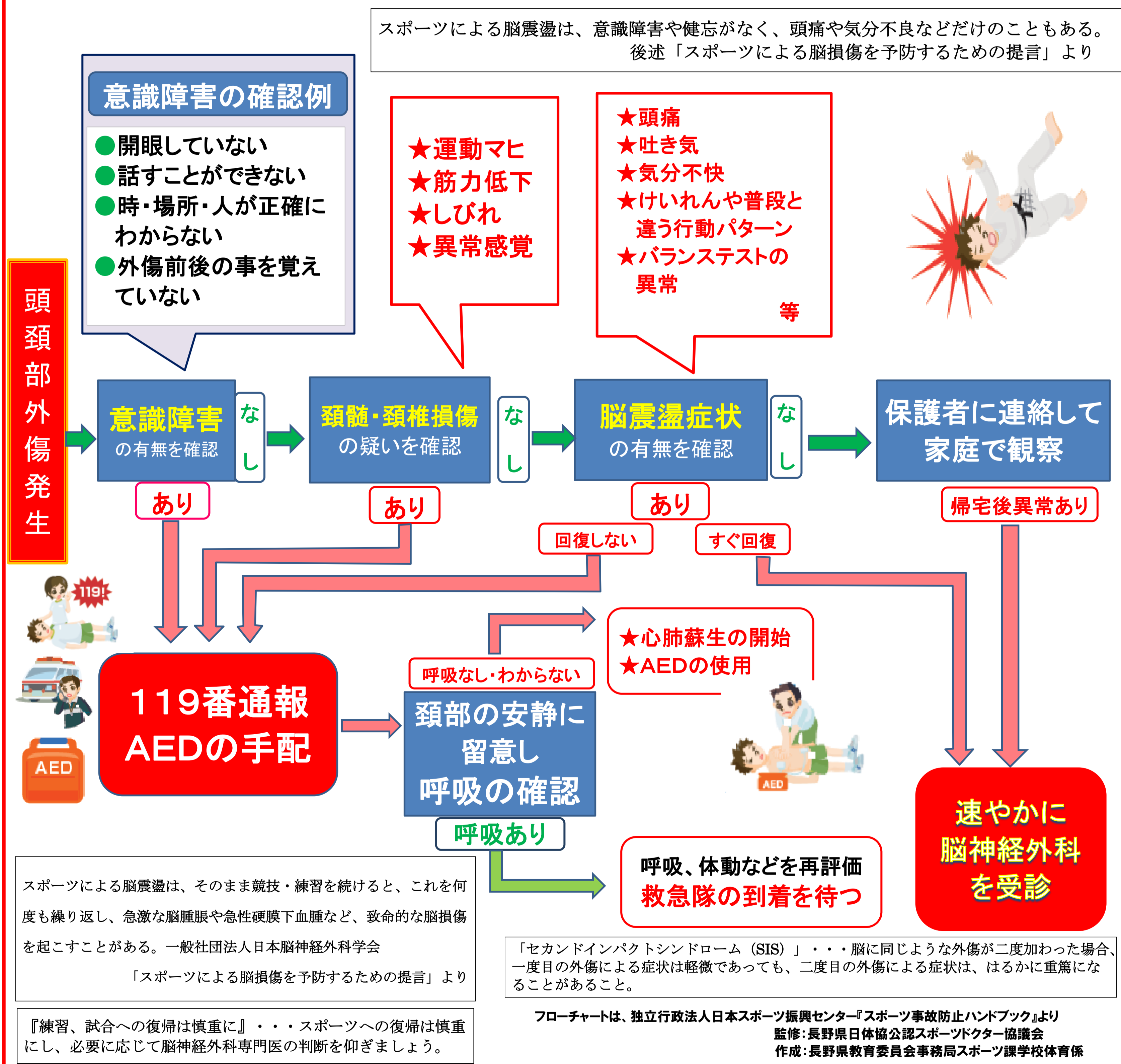
導 入	状況の読み取り このシートでは、学校に行く途中、自転車通行可の歩道を走行しています。前方には、幼児を連れのお母さんと、高齢者がいます。スピードはある程度出ています。
	危険の予測（重大な危険の絞り込み） このまま走行すれば、どんな危険が予測できますか。 歩行者は、不意を突かれると、予想外の行動をとると言われています。 ・幼児や母親、高齢者の行動を考えさせる。 ・どのような危険が考えられるか、発表する。
展 開	回避方法の考察 事故を起こさないためにどうすればよいか、話し合しましょう。
	ふりかえり 今回のKYT学習で気付いたことや、これから気をつけることを短くまとめましょう。
ま と め	

6 頭頸部外傷事故発生時の対応

注意!

- 頭頸部や顔面に強い衝撃を受けた時は**
- ◇ **安静にし、すぐに専門医の診察を!**
 - ◇ **本人が「大丈夫」と言っても競技に復帰させない!**
 - ※ **意識があっても生命にかかわる場合があります**

頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート



「あたま」や「かお」をつよくぶつけたときには、**すぐに先生につたえよう!**
むりをしてうごかずに、そのばで休んでいよう!